

地域雇用開発奨励金《第2弾》

事務員
湯田 えり奈



Ⅲ 企業の創業にも使えるのです！

皆様、こんにちは。助成金・補助金担当の湯田です。助成金・補助金の活用について毎月ご紹介しておりますが、しっかりと届き始めておりますでしょうか？本誌15号でご紹介した『キャリアアップ助成金』は非常に興味を持って頂いており、多くのお問合せを受けております。複数の企業様の『キャリアアップ助成金』の受給に向けたお手伝いもさせて頂いております。新年度を迎え、企業様から「こんな事業には何か使えるものがありますか？」とのお問合せを頂き、近くで共に歩ませて頂く感謝の日々でもあります。

さて、既に南日本新聞等でご存じの方もいらっしゃると思いますが、当事務所は、別会社として新たにコールセンターを設立致しました。このコールセンターは、法律事務所向けのコールセンターであり、全国の法律事務所を対象に、インバウンドのコールセンターサービスを提供する株式会社です。
名称『株式会社 Belldan（ベルダン）』

当然、この『株式会社 Belldan』の創業に伴い、利用できる助成金・補助金を探すのも私の仕事です（笑）。中小企業庁管轄の『創業補助金』（※）もあります。もちろん、この『創業補助金』の申請も行ないました。しかしながら『創業補助金』は、中小企業庁が審査を行い、採択されたものだけに支給されるため、ハードルが非常に高く、申請のうちの5分の1程度しか採択されないという話もあります。そこで、もっと活用しやすい助成金・補助金を探していたところ……。

ありました！！

既に本誌13号で当事務所の増床に伴って利用する助成金としてご紹介致しました厚生労働省の『地域雇用開発奨励金（助成金）』です。

この助成金、なんと創業にも使えるのです。要件を満たし、正しく手続きを行なうことで必ず支給される非常に良い助成金ですので、**創業時にも使える助成金**として、再度ご紹介いたします。

Ⅲ 補助内容（支給額・要件）

【支給額例】計画書提出時〔計画期間（最長18か月）〕
《参考例1.》

- ①事業所の設置・設備費用及び賃料を含める設備投資費用が300万円以上1,000万円未満発生する場合
- ②要件を満たす対象労働者を新たに3人～4人雇い入れる場合

→ **支給額 50万円/年 最大3回（最大150万円）**

《参考例2.》

- ①事業所の設置・設備費用及び賃料を含める設備投資費用が300万円以上1,000万円未満発生する場合
- ②要件を満たす対象労働者を新たに5人～9人雇い入れる場合

→ **支給額 80万円/年 最大3回（最大240万円）**

設置・整備に要した費用及び雇い入れた労働者の人数に応じて、計画届等の内容を審査後に1回目（1回目）が支給されます。その後、事業所において対象労働者数の維持や定着などの2回目・3回目の支給要件を満たすと1回目と同額が支給されます。

※創業の場合は、新たに法人の設立や個人事業の開業を行なう中小企業主であることなどの要件が必要となります。

さらに、株式会社 Belldan は、この助成金と『キャリアアップ助成金』を併用していきます。そうなのです！！『**地域雇用開発奨励金（助成金）**』と『**キャリアアップ助成金**』は、併用出来るのです。いずれも、要件を満たせば必ず支給される助成金であるため、非常に活用しやすい組み合わせとなります。創業はリスクを伴いますが、このような助成金を組み合わせることで、リスクを最小化させることが出来ます。

『地域雇用開発奨励金（助成金）』は、計画書提出から実際に支給されるまで、長い期間が必要となりますが、創業を検討される企業様（もちろん、既にご紹介したとおり、創業ではなく、既存事業でも使えます）は、是非ご相談ください。

当事務所がお手伝いをさせていただきます。

※創業補助金：中小企業庁
新たな創業を行なう者へ経費等の一部（補助額200万円、補助率3/2）を補助する制度

《参考サイト》厚生労働省 地域雇用開発奨励金（助成金）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chii_koyou.html